

令和8年3月18日
都市整備部住宅課

マンション建替えにかかる補助制度について

1 経緯

今後、本区内では築40年以上の高経年マンションが急激に増加することが見込まれており、良質かつ安全な住宅ストックの形成に向けて、マンションの円滑な建替えや長寿命化へ向けた支援が必要となっている。

2 補助内容

東京都都市居住再生促進事業を活用し、マンション建替えを行う管理組合等に対して建設費の一部を補助する。

(1) 補助対象

従前の区分所有者が10名以上で、周辺市街地の整備に寄与する、要除却認定基準等に該当する共同住宅の建替え

[補助要件]

- ① 耐用年数を1/3経過、または要除却認定基準該当のマンション
- ② 地上3階以上の耐火建築物、かつ幅員6m以上の道路に4m以上接道
- ③ 以下のいずれかを行う
 - i) 敷地に接する狭小道路の拡幅、通路の提供をすること
 - ii) 公開空地を確保すること
 - iii) 近隣の環境や景観に配慮すること

(2) 対象事業費

- | | | |
|---|---|---------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 調査設計計画費② 共同施設整備費③ 土地整備費 | } | 補助上限額：150万円/戸（計画戸数） |
|---|---|---------------------|

(3) 補助の流れ

- ① マンション管理組合での合意形成等
- ② 区への事前相談
- ③ 都・区による事業計画認定、補助金交付決定
- ④ 工事着工（除却工事→本体工事） ※補助金交付開始
- ⑤ 完了検査 ※補助金清算

3 今後のスケジュール

令和8年 4月 補助要綱の施行、区民向け周知